

長崎高教組新聞

発行 丁
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 大場雅信
購読料 一部10円
組合員は組合費に含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

2013年夏季教研

仲間とともにリフレッシュ!

長崎高教組は、8月10日、川棚町大崎くじやく荘で、夏季教育研究集会を開催します。今年度は、安倍首相の再登板により、憲法改悪問題が再び浮上しています。参議院選挙の結果次第では

憲法9条改悪につながる「改憲発議要件」の改悪が発議に向けて動き出す恐れもあります。このような情勢の中で、「憲法改悪をめぐる情勢(仮題)」として、長崎大学経済学部教授井田洋子氏

夏季教育研究集会

日時 8月10日(土) 13:30 ~ 11日(日) 12:40

場所 大崎くじやく荘(川棚町)

○全体会(1日目)

開会行事

講演 「憲法改悪をめぐる情勢(仮題)」

講師：井田洋子 長大経済学部教授

○分科会(1日目~2日目)

第一分科会：平和・人権

※今年度は憲法問題でも学習・討論の予定

第二分科会：生活指導・自治的活動

第三分科会：登校拒否・不登校・高校中退

※今年度は普通高校の特別な支援を要する生徒の問題もとりあげる予定

第四分科会：参加と共同の学校づくり

第五分科会：民主的職場づくり

※今年度は「進学校」の多忙な状況について

もとりあげる予定

第六分科会：学校図書館

☆第一日目は夕食交流会もあります

また、長崎私教連との共同開催でもあり、子どもたちの「学び」をどう保障していくかという点について、高校無償化の課題など教育条件の改善を共同して広げていくと、りくみを私教連の参加者とともに確認できる機会でもあります。

「生徒のこと、学校のこと、本音を出し合っ
て語り合ってみませんか」と呼びかけよう!

分科会は、①平和・人権教育、②生活指導・自治的活動、③不登校・登校拒否、高校中退、④参加と共同の学校づくり、⑤民主的職場づくり、⑥学校図書館の6分科会を開催します。

特に、今年度の夏季教研で、集中して議論する内容として、

①平和・人権教育分科会の中で、憲法問題を中心とした学習・討論をおこないます。



昨年の夏季教研の講演の様子

改憲問題 自民党改憲草案のビックリ中身 これじゃ戦前へ逆行だ!

憲法改悪に向けた議論が自民党を中心に盛り上がっています。昨年4月に発表された「自民党改憲草案」のトンデモナイ中身とその狙いについて改めて考えみましょう。

【近代憲法精神を否定】
現行憲法で「国民統合の象徴」とされる天皇。草案は前文で「天皇を戴く国家」、1条で「元首」とし、国民より国家が上であることを強調しています。新たに国民に憲法尊重擁護義務を負わせる一方、天皇は除外するなど戦前の明治憲法をほうふつさせます。国家権力を制限して国民の自由を保障する近代憲法の本質とは、相反する内容です。

【反原発デモは禁止に】
自由平等、幸福を追求する権利等の「基本的人権」。現行憲法では公共の福祉に反しない限り尊重されますが、草案では公共の福祉が「公益及び公の秩序」に変えられて

【増税自由の回復】
財政の基本原則を定めた83条では「財政の健全性確保」が新設されています。財政赤字解消を口実にした増税と社会保障切り捨ての一方、大企業優遇の「構造改革」に向けた国づくりがねらわれています。反対する公務員労組に対しては、全部又は一部の労働基本権制約も打ち出されています。

6月22日に開催した第84回定期大会で、「特別専門委員設置細則」が成立し、7月1日から施行されました。これを受けて、7月6日の第三回代表者会で、初の特別専門委員として、田島章さんと平井秀治さんの選任が承認されました。

特別専門委員制度は、専従役員1人体制での執行部業務を補完するため、分会活動の援助や共

第三回代表者会

特別専門委員に田島・平井両氏を承認

組織の事務局実務など特定の活動分野に限定して、専門委員に業務を担ってもらおうもので、執行委員長が選任し、代表者会で承認を受けることになっています。

今回の承認では、田島さんと佐世保・北松地区の分会活動の援助を、平井さんに憲法改悪阻止共同センターの高教組選出の事務局メンバー(現在は事務局長)としての活



左：平井氏 右：田島氏

「パワハラ防止を含む 「ハラスメント防止要綱」施行

県教委は7月5日、「県立学校におけるハラスメント防止等に関する要綱」の制定についてと題する通知を各県立学校に出しました。この件については、高教組が、昨年の確定交渉で、従来からのセクハラ防止要綱にバ

9月までに周知するための 研修を各学校で実施

県教委折衝の中で高教組は、ハラスメントを起こさないための研修がきちんと行われること、ハラスメントが起こった場合の実効ある相談体制を整備することを強く求めました。その結果、研修については、①この要

外部(弁護士などの 相談窓口)の設置は「宿題」

相談体制については、特に次の2点を要求しました。

①校内で選任される相談員について、校長による恣意的な選任にならないようなしくみを工夫すること。

②学校や教育委員会から離れた外部(弁護士など)の相談窓口を設置すること。

県教委は、①については、要綱と同時に通知する「運用」で「校長が選任する者のうち少なくとも1名は、職員の間選ばれるものとす」と明記す

パワハラについて の理解を職場で広げよう

今回の要綱の施行に合わせて、「要綱の運用について」「ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」「ハラスメントを起こさないために注意すべき言動例」も文書として通知されています。

校内研修等その内容が広く教職員に周知されることが必要です。



別掲の「言動例」を参考に、パワハラについての理解を職場で広げていきましょう。

今年も伊良林保育園から 七夕の笹飾りが書記局に届きました



◇「ハラスメントを起こさないために注意すべき言動例」(抜粋)

…「要綱」と一緒に県教委から通知された文書より

<パワハラ関係>

(1) 暴言

- ・「死んでしまえ」「給料泥棒」などの暴言を吐く。
- ・「お前はどうしようもない」「無能だ」「目障りだ」などと人格を否定する。
- ・身体や性格の特徴をとりあげてなじる。
- ・同僚を無能呼ばわりし、さらに、その事を他の職員に言いふらしたり、授業中に生徒に話したりする。

(2) 執拗な非難

- ・一つの些細な失敗を何度も非難する。
- ・皆の前で起立させたまま、大声で長時間叱責し続ける。
- ・必要な助言や指示を行わず、何度も仕事のやり直しを命じる。

(3) 威圧的な行為

- ・机を激しく叩いたり、書類を投げつけるなどの威圧的行為をする。
- ・自分にミスがあると有無を言わずに部下に責任を転嫁する。
- ・「お前のことはどうにでもできるぞ」などと威圧する。

(4) 実現不可能・無駄な業務の強要

- ・無理な締切の設定など、明らかに実現不可能な業務を強要する。
- ・業務上の必要性を超えて、長時間の残業や休日出勤を強要する。

(5) 仕事を与えない・孤立させる

- ・合理的な理由もないのに、仕事をまったく与えない、または、役職に見合った仕事を与えない。
- ・発言を無視したり、会議や飲み会等に参加させないなどして、職場内に孤立させる。
- ・合理的な理由もないのに、別室での作業を命じる。

(6) 仕事以外の事柄の強要

- ・合理的な理由もないのに、プライベートな事項に執拗に詮索・干渉する。
- ・私的な買い物など、仕事と関係ないことを強要する。

※上記言動例については、あくまで代表的な例であり、上記以外の言動についても、要綱の定義を満たすようなものはハラスメントに該当する。

◆要綱でのパワハラ定義

職務上の地位や人間関係の優位性を背景に、他の職員等に対して、適正な業務や指導の範囲を超えて継続的に精神的・身体的苦痛を与える又は周囲の環境を悪化させる言動

Q&A 免許更新講習受講の服務上の扱い

問 夏休みの平日にある免許更新講習に行く場合は年休で行かなければならないのでしょうか？

答 免許更新講習を受講する場合は職専免になります。これは県教委通知(2008年12月26日付)20教職第144号に明記されています。また、離島等から参加する場合は「旅行日」が必要となりますが、講習を受けるために必要な期間は職専免を認めることを県教委(人事班)と確認しています。

全教共済の加入をひろげよう!

総合共済・教職員賠償責任共済はいつでも加入できます

